

一般社団法人 投資信託協会  
会長 松谷 博司 殿

コモンズ投信株式会社  
代表取締役社長 伊井 哲朗

## 正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

### 1. 委託会社等の概況

#### (1) 資本金の額等 (2021 年 11 月末現在)

資本金	7 億 7,594 万 7,500 円
発行可能株式総数	90,000 株
発行済株式総数	66,402 株
最近 5 年間における資本金の額の増減	
2018 年 12 月	資本金 7 億 95 万 5,000 円に増資
2019 年 3 月	資本金 7 億 7,594 万 7,500 円に増資

#### (2) 委託会社の機構 (2021 年 11 月末現在)

##### ① 経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は 5 名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

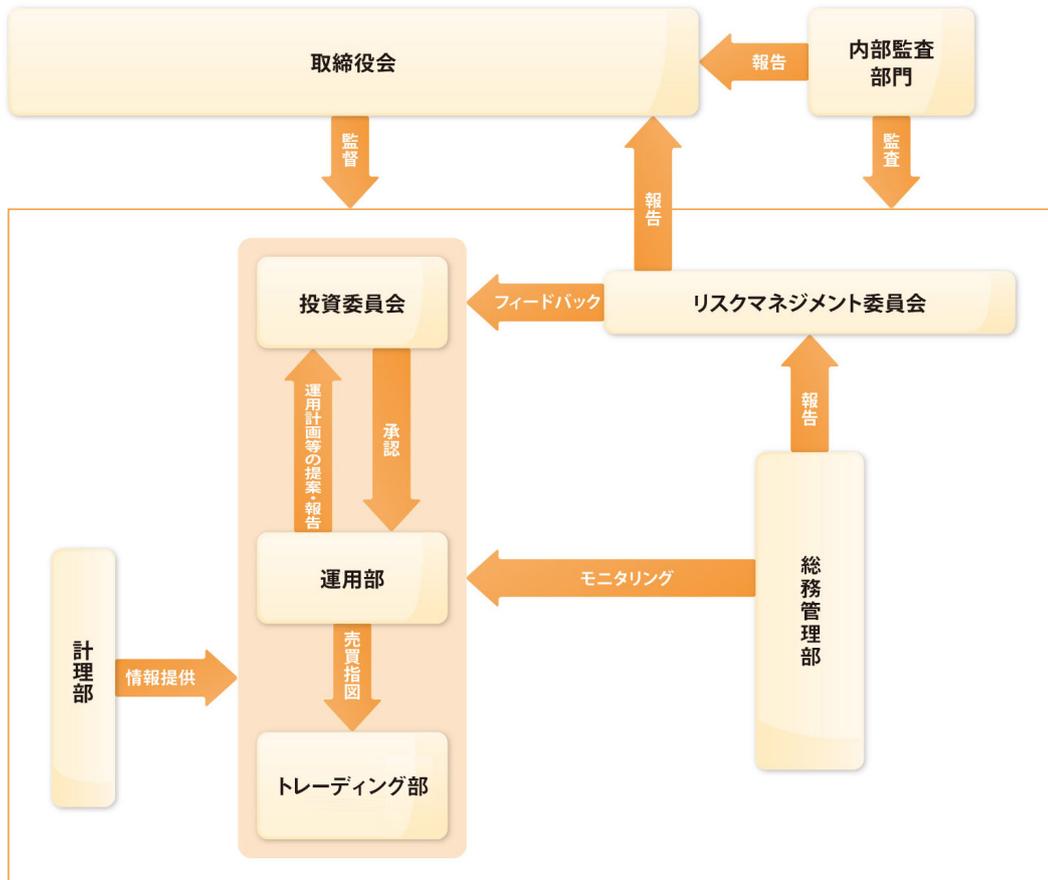
取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、コンプライアンス部、顧客業務部、マーケティング部、総務管理部、計理部、運用部、トレーディング部、システム部の業務執行について、法令または定款に定めのある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定するとともに、指揮監督を行います。

## ② 運用体制

ファンドの運用体制、運用に係る内部管理および意思決定を監督する組織等は次の通りです。



※当社ではファンドの運用に関する社内規則として、運用規程、投資委員会規程、リスクマネジメント委員会規程および議決権行使に関する方針、運用の組入比率に関するガイドライン等を定めております。

### <業務内容>

#### ○取締役会

- ・運用体制全般についての管理監督

#### ○投資委員会

- ・投資信託財産にかかる運用目的や運用方針の決定

#### ○運用部

- ・ 運用計画の策定、投資委員会への提案・報告等
  - ・ ガイドラインに従ったポートフォリオの作成
  - ・ マクロ・ミクロ(企業調査等)の調査・分析
  - ・ 運用に係る売買の執行の指示
- トレーディング部
- ・ 運用部の指示に基づく売買の執行
- 計理部
- ・ 日々の投資信託財産の純資産総額の算出等、信託財産の管理。運用部等への信託財産に係る各種情報の提供
- 総務管理部
- ・ 運用状況、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングおよびモニタリング結果のリスクマネジメント委員会への報告
- リスクマネジメント委員会
- ・ 前述のモニタリング結果の評価および評価結果の各部門へのフィードバックと取締役会への報告
- 内部監査部門
- ・ 運用体制全般について内部管理態勢の適切性並びに有効性の検証および検証結果の取締役会への報告

※ファンドの運用体制等は2021年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2. 事業の内容及び営業の概況

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める受益権の直接募集業務を行います。2021年11月末日現在、当社は下記のとおり、投資信託（親投資信託を除きます。）の運用を行なっています。

商品分類	本数	純資産（百万円）
追加型株式投資信託	6	67,504

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、他表の数字の合計と一致しないことがあります。

### 3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるコモンズ投信株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額について、千円単位の表示箇所の場合は、端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 14 期事業年度（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

		前事業年度末 (2020年3月31日現在)		当事業年度末 (2021年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I. 流動資産					
現金及び預金		46,599		40,388	
直販顧客分別金信託		161,501		159,785	
立替金		1,206		-	
前払費用		1,792		1,710	
前払金		-		20	
未収委託者報酬		68,540		139,087	
未収収益		47		95	
未収入金		-		66	
差入保証金		672		-	
流動資産合計		280,360	95.3	341,153	95.8
II. 固定資産					
有形固定資産					
器具備品	※1	671		477	
リース資産	※1	3,576		2,823	
有形固定資産合計		4,248	1.4	3,301	0.9
無形固定資産					
ソフトウェア		374		1,092	
無形固定資産合計		374	0.1	1,092	0.3
投資その他の資産					
投資有価証券		253		465	
長期前払費用		-		1,450	
差入保証金		8,892		8,645	
その他		10		10	
投資その他の資産合計		9,156	3.1	10,570	3.0
固定資産合計		13,778	4.7	14,964	4.2
資産合計		294,139	100.0	356,117	100.0

		前事業年度末 (2020年3月31日現在)			当事業年度末 (2021年3月31日現在)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)							
I. 流動負債							
リース債務			1,497			1,528	
預り金			25,227			44,527	
顧客からの預り金			21,682			20,109	
前受金			439			-	
前受収益			-			371	
未払費用			18,242			30,246	
未払金			16,122			15,980	
未払法人税等			5,653			9,107	
未払消費税等			541			3,757	
流動負債合計			89,406	30.4		125,629	35.3
II. 固定負債							
リース債務			4,798			3,270	
繰延税金負債			-			50	
固定負債合計			4,798	1.6		3,320	0.9
負債合計			94,204	32.0		128,950	36.2
(純資産の部)							
I. 株主資本							
資本金			775,947	263.8		775,947	217.9
資本剰余金							
資本準備金		775,947			775,947		
資本剰余金合計			775,947	263.8		775,947	217.9
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△1,351,914			△1,324,841		
利益剰余金合計			△1,351,914	△459.6		△1,324,841	△372.0
株主資本合計			199,980	68.0		227,053	63.8
II. 評価・換算差額等							
その他有価証券							
評価差額金			△46			114	
評価・換算差額等合計			△46	0.0		114	0.0
純資産合計			199,934	68.0		227,167	63.8
負債・純資産合計			294,139	100.0		356,117	100.0

## (2) 【損益計算書】

区分		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		
		注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
I. 営業収益						
委託者報酬			299,912			394,433
その他営業収益			932			2,621
営業収益合計			300,844	100.0		397,055
100.0						100.0
II. 営業費用						
広告宣伝費			7,692			5,314
事務委託費			98,670			101,875
支払手数料			80,126			98,382
その他			5,563			5,649
営業費用合計			192,052	63.8		211,221
63.8						53.2
III. 一般管理費						
給料			95,407			93,288
役員報酬		21,850			22,565	
給料手当		73,556			70,723	
法定福利費			13,311			13,770
租税公課			8,706			9,792
地代家賃			8,452			8,532
支払報酬			14,559			10,451
固定資産減価償却費			246			1,334
その他			20,519			17,716
一般管理費合計			161,203	53.6		154,886
53.6						39.0
営業利益又は営業損失 (△)			△52,411	△17.4		30,947
						7.8

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
IV. 営業外収益					
受取利息		3		15	
受取手数料		1,840		817	
助成金収入		-		1,197	
その他		0		0	
営業外収益合計		1,844	0.6	2,030	0.5
V. 営業外費用					
支払利息	※1	130		181	
その他		65		79	
営業外費用合計		196	0.1	261	0.1
経常利益又は経常損失 (△)		△50,762	△16.9	32,716	8.2
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失 (△)		△50,762	△16.9	32,716	8.2
法人税、住民税及び事業税		950	0.3	5,644	1.4
当期純利益又は 当期純損失 (△)		△51,712	△17.2	27,072	6.8

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			評価・換算 差額等合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			その他 有価証券 評価差額金	
2019年4月1日残高	775,947	775,947	775,947	△ 1,300,201	△ 1,300,201	251,693	—	—	251,693
当期変動額									
当期純損失	—	—	—	△ 51,712	△ 51,712	△ 51,712			△ 51,712
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							△46	△46	△46
当期変動額合計	—	—	—	△ 51,712	△ 51,712	△ 51,712	△46	△46	△ 51,758
2020年3月31日残高	775,947	775,947	775,947	△ 1,351,914	△ 1,351,914	199,980	△46	△46	199,934

当事業年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			評価・換算 差額等合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			その他 有価証券 評価差額金	
2020年4月1日残高	775,947	775,947	775,947	△ 1,351,914	△ 1,351,914	199,980	△46	△46	199,934
当期変動額									
当期純利益				27,072	27,072	27,072			27,072
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							160	160	160
当期変動額合計	—	—	—	27,072	27,072	27,072	160	160	27,232
2021年3月31日残高	775,947	775,947	775,947	△ 1,324,841	△ 1,324,841	227,053	114	114	227,167

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具備品 5年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度は繰延税金資産を計上していません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上することとしております。

なお、この見積りの結果は、「税効果会計関係」に注記のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、翌期の業績や経営環境の変化によっては見積りに重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11号ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産から控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。なお減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(単位：千円)

	前事業年度 2020年3月31日	当事業年度 2021年3月31日
建物附属設備	8,688	8,688
器具備品	3,922	4,221
リース資産	3,405	4,158
合計	16,015	17,068

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	100,000千円	100,000千円

(損益計算書関係)

前事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

※1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

支払利息 63千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A 種類株式	116	—	—	116
B 種類株式	13,880	—	—	13,880
C 種類株式	52,406	—	—	52,406
合計	66,402	—	—	66,402

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

注. 各種類株式について

A 種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C 種類株式を有する株主は、払込金額の 50%を超える配当を受け取るまでの間、A 種類・B 種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A 種類株式	116	—	—	116
B 種類株式	13,880	—	—	13,880
C 種類株式	52,406	—	—	52,406
合計	66,402	—	—	66,402

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

注. 各種類株式について

A 種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C 種類株式を有する株主は、払込金額の 50%を超える配当を受け取るまでの間、A 種類・B 種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引関係

①リース資産の内容

有形固定資産

本社における複合機およびファイルサーバであります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社におきましては、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、当社が運用指図するザ・2020 ビジョン S-1 (適格機関投資家専用) のみであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

短期借入金は、主に運転資金調達を目的としたものであり、支払期日は1ヶ月以内であります。

営業債務である未払費用及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また営業債務には外貨建ての債務は含まれておらず、市場リスク等はないと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理は、日々残高照合を行い、当該管理状況については、定期的にリスクマネジメント委員会に報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度 (2020年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	46,599	46,599	—
(2) 直販顧客分別金信託	161,501	161,501	—
(3) 未収委託者報酬	68,540	68,540	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	253	253	—
(5) 差入保証金(※1)	9,564	9,619	54
資産計	286,460	286,515	54
(1) 未払費用	18,242	18,242	—
(2) 未払金	16,122	16,122	—
(3) 未払法人税等	5,653	5,653	—
(4) リース債務(※2)	6,296	6,060	△235
負債計	46,314	46,078	△235

※1 差入保証金には流動資産に属する金額を含んでおります。

※2 リース債務には流動負債に属する金額を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算出方法

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 直販顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

投資有価証券はすべて投資信託であるため、決算日における基準価額によっております。

- (5) 差入保証金

流動資産の差入保証金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

固定資産の差入保証金(敷金)の時価は、その将来キャッシュフローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しています。

負 債

- (1) 未払費用、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) リース債務

リース債務の時価は、リース支払料の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	40,388	40,388	—
(2) 直販顧客分別金信託	159,785	159,785	—
(3) 未収委託者報酬	139,087	139,087	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	465	465	—
(5) 差入保証金	8,645	8,684	39
資産計	348,372	348,411	39
(1) 未払費用	30,246	30,246	—
(2) 未払金	15,980	15,980	—
(3) 未払法人税等	9,107	9,107	—
(4) リース債務(※1)	4,798	4,487	△311
負債計	60,132	59,821	△311

※1 リース債務には流動負債に属する金額を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算出方法

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 直販顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

投資有価証券はすべて投資信託であるため、決算日における基準価額によっております。

- (5) 差入保証金

差入保証金(敷金)の時価は、その将来キャッシュフローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しています。

負債

(1) 未払費用、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

リース債務の時価は、リース支払料の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2020年3月31日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	46,599	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	161,501	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	68,540	—	—	—
(4) 差入保証金	672	8,892	—	—
合計	277,314	8,892	—	—

当事業年度 (2021年3月31日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	40,388	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	159,785	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	139,087	—	—	—
(4) 差入保証金	—	8,645	—	—
合計	339,261	8,645	—	—

(注) 3. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2020年3月31日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(1) リース債務	1,497	1,528	1,559	979	730	—
合計	1,497	1,528	1,559	979	730	—

当事業年度 (2021年3月31日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(1) リース債務	1,528	1,559	979	730	—	—
合計	1,528	1,559	979	730	—	—

(有価証券関係)

前事業年度 (2020年3月31日)

その他有価証券

(単位: 千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	253	300	△46
合計	253	300	△46

当事業年度（2021年3月31日）

その他有価証券

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	465	300	165
小計	465	300	165
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
合計	465	300	165

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、選択制確定拠出年金制度（個々の従業員の意志による、確定拠出年金への拠出もしくは生涯設計手当として給与加算のいずれかを選択）を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （自2019年4月1日 至2020年3月31日）	当事業年度 （自2020年4月1日 至2021年3月31日）
確定拠出制度への要拠出額	2,380	2,965

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2020年3月31日）	当事業年度 （2021年3月31日）
繰延税金資産		
未払事業税	1,440	1,194
税務上の繰越欠損金（※2）	287,639	243,381
減価償却超過額	2,871	2,153
差入保証金（敷金）	868	944
その他有価証券評価差額金	14	—
繰延税金資産小計	292,834	247,674
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（※1）	△ 287,639	△ 243,381
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 5,194	△ 4,292
評価性引当額小計	△ 292,834	△ 247,674
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	50
繰延税金負債合計	—	50
繰延税金負債の純額	—	50

（※1）評価性引当額が45,159千円減少しております。この減少の主な内容は税務上の繰越欠損金の期限切れがあったためであります。

(※2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
前事業年度 (2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	44,257	43,394	41,250	40,634	35,701	82,400	287,639
評価性引当額	△44,257	△43,394	△41,250	△40,634	△35,701	△82,400	△287,639
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

当事業年度 (2021年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	43,394	41,250	40,634	35,701	28,033	54,366	243,381
評価性引当額	△43,394	△41,250	△40,634	△35,701	△28,033	△54,366	△243,381
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
前事業年度 (2020年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

当事業年度 (2021年3月31日)

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない金額	0.96%
住民税均等割	2.90%
評価性引当額の増減	△138.03%
期限切れの税務上の繰越欠損金	121.04%
その他	△0.24%
<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>17.25%</b>

(資産除去債務等関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

報告セグメントの概要

当社は、投資信託事業の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親法人及び法人主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	(株)静岡銀行	静岡県静岡市	90,845	銀行業	被所有 直接22.4%	資金の借入	資金の借入 (注)	40,000	関係会社短期借入金	-
							借入金の返済	110,000		
							支払利息 (注)	52	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入及び利息の支払については、金融機関との取引であり、一般的な借入条件で行っております。なお担保の提供はありません。

当事業年度（自2020年4月1日至2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	(株)静岡銀行	静岡県静岡市	90,845	銀行業	被所有 直接22.4%	資金の借入	資金の借入 (注)	75,000	関係会社短期借入金	-
							借入金の返済	75,000		
							支払利息 (注)	63	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入及び利息の支払については、金融機関との取引であり、一般的な借入条件で行っております。なお担保の提供はありません。

2. 親法人又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	△67,640 円 80 銭	△65,695 円 00 銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	△3,694 円 81 銭	1,934 円 30 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益又は当期純損失については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. A 種類株式 (無配当株式) 及び B 種類株式 (議決権制限株式) は、普通株式と同等の株式として取り扱い、1 株当たり情報の算定対象に含めております。

C 種類株式は、配当優先株式であるため、1 株当たり情報の算定対象となる普通株式と同等の株式に含めておりません。

したがって、1 株当たり純資産額は純資産から C 種類株式に係る資産額を控除して算定しております。

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額	199,934 千円	227,167 千円
純資産の部の合計額から控除する金額 ※1	1,146,635 千円	1,146,635 千円
(うち配当優先株式の払込金額)	(1,146,635 千円)	(1,146,635 千円)
普通株式に係る期末の純資産額	△946,700 千円	△919,467 千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	13,996 株	13,996 株
(うち A 種類株式)	(116 株)	(116 株)
(うち B 種類株式)	(13,880 株)	(13,880 株)

※1 純資産から C 種類株式に係る資産額を控除しております。

4. 1 株当たり当期純利益又は当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△51,712 千円	27,072 千円
普通株主に帰属しない金額	－千円	－千円
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 (△)	△51,712 千円	27,072 千円
普通株式の期中平均株式数	13,996 株	13,996 株
(うち A 種類株式)	(116 株)	(116 株)
(うち B 種類株式)	(13,880 株)	(13,880 株)

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

### 3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるコモンズ投信株式会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。
- (2) 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 15 期事業年度の中間会計期間(2021 年 4 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、イデア監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1) 【中間貸借対照表】

		当中間会計期間末 (2021年9月30日現在)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
I. 流動資産				
現金及び預金			79,151	
直販顧客分別金信託			190,264	
立替金			3,350	
前払費用			2,713	
前払金			8	
未収委託者報酬			162,951	
未収入金			11	
流動資産計			438,450	96.3
II. 固定資産				
有形固定資産				
器具備品	※1		378	
リース資産	※1		2,447	
有形固定資産計			2,825	0.6
無形固定資産				
ソフトウェア			3,651	
無形固定資産計			3,651	0.8
投資その他の資産				
投資有価証券			485	
長期前払費用			1,300	
差入保証金			8,522	
その他			10	
投資その他の資産計			10,317	2.3
固定資産計			16,794	3.7
資産合計			455,245	100.0

		当中間会計期間末 (2021年9月30日現在)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
I. 流動負債				
リース債務			829	
預り金			65,607	
顧客からの預り金			36,709	
前受収益			371	
未払費用			35,927	
未払金			19,628	
未払法人税等			15,859	
未払消費税等	※3		6,353	
流動負債計			181,287	39.8
II. 固定負債				
長期未払金			990	
リース債務			2,011	
繰延税金負債			56	
固定負債計			3,058	0.7
負債合計			184,346	40.5
(純資産の部)				
I. 株主資本				
資本金			775,947	170.4
資本剰余金				
資本準備金		775,947		
資本剰余金計			775,947	170.4
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△1,281,124		
利益剰余金計			△1,281,124	△281.3
株主資本計			270,770	59.5
II. 評価・換算差額等				
その他有価証券				
評価差額金			128	
評価・換算差額等計			128	0.0
純資産合計			270,899	59.5
負債・純資産合計			455,245	100.0

## (2) 【中間損益計算書】

		当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)
I. 営業収益				
委託者報酬			259,205	
その他営業収益			3,000	
営業収益計			262,205	100.0
II. 営業費用				
広告宣伝費			3,709	
事務委託費			56,215	
支払手数料			57,661	
その他			2,669	
営業費用計			120,256	45.9
III. 一般管理費				
給料			56,798	
役員報酬		15,010		
給料手当		33,338		
役員賞与		1,750		
賞与		6,700		
法定福利費			6,742	
租税公課			5,519	
地代家賃			4,222	
支払報酬			5,539	
固定資産減価償却費	※1		916	
その他			8,482	
一般管理費計			88,221	33.6
営業利益			53,727	20.5

		当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)
IV. 営業外収益				
受取利息			9	
受取手数料			560	
その他			0	
営業外収益計			569	0.2
V. 営業外費用				
支払利息			60	
その他			86	
営業外費用計			147	0.1
経常利益			54,149	20.7
税引前中間純利益			54,149	20.7
法人税、住民税及び事業税			10,431	4.0
中間純利益			43,717	16.7

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
2021年4月1日残高	775,947	775,947	775,947	△ 1,324,841	△ 1,324,841	227,053	114	114	227,167
当中間期変動額									
中間純利益				43,717	43,717	43,717			43,717
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）							13	13	13
当中間期変動額合計	—	—	—	43,717	43,717	43,717	13	13	43,731
2021年9月30日残高	775,947	775,947	775,947	△ 1,281,124	△ 1,281,124	270,770	128	128	270,899

## [注記事項]

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具備品 5年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 収益及び費用の計上基準

委託者報酬

委託者報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### 4. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### (会計方針の変更)

#### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による、当中間会計期間に係る中間財務諸表への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる中間財務諸表への影響はありません。

### (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（2021年9月30日）

#### ※1 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産から控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。なお減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(単位：千円)

建物附属設備	8,688
器具備品	4,321
リース資産	1,317
合計	14,326

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

当中間会計期間末

(2021年9月30日)

当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	100,000 千円
借入実行残高	- 千円
差引額	100,000 千円

※3 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間(自2021年4月1日 至2021年9月30日)

※1 減価償却実施額

有形固定資産 475 千円

無形固定資産 441 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自2021年4月1日 至2021年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当中間会計 期間末株式数
A 種類株式	116	—	—	116
B 種類株式	13,880	—	—	13,880
C 種類株式	52,406	—	—	52,406
合計	66,402	—	—	66,402

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

注. 各種類株式について

A 種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C 種類株式を有する株主は、払込金額の50%を超える配当を受け取るまでの間、A 種類・B 種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間(自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引関係

①リース資産の内容

有形固定資産

本社におけるファイルサーバであります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未払費用、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当中間会計期間末(2021 年 9 月 30 日)

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	485	485	—
(2) 差入保証金	8,522	8,552	30
資産計	9,007	9,038	30
(1) リース債務	2,841	2,829	△11
負債計	2,841	2,829	△11

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

時価で中間貸借対照表に計上している投資有価証券「その他有価証券」は、すべて投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	8,552	—	8,552
資産計	—	8,552	—	8,552
リース債務	—	2,829	—	2,829
負債計	—	2,829	—	2,829

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金(敷金)の時価は、その将来キャッシュフローと国債の利回りを基礎とした適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(2021年9月30日)

その他有価証券

	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	485	300	185
合計	485	300	185

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(自2021年4月1日至2021年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(自2021年4月1日至2021年9月30日)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資信託事業の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自2021年4月1日至2021年9月30日)
営業収益	262,205
委託者報酬	259,205
その他営業収益	3,000
合計	262,205

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

1. セグメント情報

報告セグメントの概要

当社は、投資信託事業の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

1 株当たり純資産額	△62,570 円 43 銭
1 株当たり中間純利益	3,123 円 57 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. A 種類株式（無配当株式）及び B 種類株式（議決権制限株式）は、普通株式と同等の株式として取り扱い、1 株当たり情報の算定対象に含めております。

C 種類株式は、配当優先株式であるため、1 株当たり情報の算定対象となる普通株式と同等の株式に含めておりません。

したがって、1 株当たり純資産額は純資産から C 種類株式に係る資産額を控除して算定しております。

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	270,899 千円
純資産の部の合計額から控除する金額 ※1	1,146,635 千円
（うち配当優先株式の払込金額）	(1,146,635 千円)
普通株式に係る中間期末の純資産額	△875,735 千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	13,996 株
（うち A 種類株式）	(116 株)
（うち B 種類株式）	(13,880 株)

※1. 純資産から C 種類株式に係る資産額を控除しております。

4. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	43,717千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	43,717千円
普通株式の期中平均株式数	13,996株
（うちA種類株式）	（116株）
（うちB種類株式）	（13,880株）

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

公開日 2022年1月7日

作成基準日 2021年12月27日

本店所在地 東京都千代田区平河町2丁目4番5号  
お問い合わせ先 コンプライアンス部

# 独立監査人の監査報告書

2021年5月31日

コモンズ投信株式会社  
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野 晴朗 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているコモンズ投信株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コモンズ投信株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原簿に記載された事項を電子化したものであり、その原簿は委託会社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2021年12月27日

コモンズ投信株式会社  
取締役会 御中

## イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野 晴 朗  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているコモンズ投信株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、コモンズ投信株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。